

附則（OCT 営発第 200326 号）

（実施時期）

- 1 この約款は、令和 2 年 3 月 26 日から実施します。
（5G データMAX 定額に係る料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この約款実施の日から令和 2 年 7 月 31 日までの間、料金表第 1 表第 3（データ通信料）
1（適用）（3）に定める小容量利用割引については、その料金月の翌料金月以降の a u
（5G）通信サービスの料金から減算することにより行います。
（手続きに関する料金の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、5G 契約の申込みをし、その
承諾を受けた場合（その 5G 契約が、a u 契約からの契約移行により締結されたもの又は
当社が別に定める態様により当社のWIN 約款に定めるプリペイド電話契約を解除すると
同時に申し込まれたものである場合に限り）、この約款の規定に関わらず、その 5G
契約に係る契約移行手数料又は契約事務手数料の支払いを要しません。
- 4 この改正規定実施の日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、5G 契約の申込みをし、その
承諾を受けた場合（その 5G 契約が、LTE 契約（第 1 種 LTE デュアルに係るものに限
ります。）からの契約移行により締結されたものに限ります。）、この約款の規定に関わらず、
その変更に係る契約移行手数料の支払いを要しません。
ただし、この取扱いは、その申込みがあった日における最終購入端末（その申込日以前
に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。）が、当社所定のサービ
ス取扱所において購入した V o L T E に対応していないデュアル端末である場合に限り、
適用します。

附則（OCT 営発第 200401 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 200407 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 7 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 200521 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 5 月 21 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 200602 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 6 月 2 日から実施します。
（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(18)の 2 に定める国内通話定額 2 の適用を受ける契約者回線に係るオプション機能使用料の適用（同欄のイに係るものに限り。）については、その料金月の翌料金月以降の a u（5 G）通信サービスの料金から減算することにより行います。
（通話料の定額適用に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際、現に国内通話定額 1 の適用を受けている契約者回線（その適用の申出を当社が承諾しているものを含みます。）については、この改正規定実施の日以降、基本使用料の料金種別の変更又は 5 G データ定額の取扱いの適用の開始若しくはその種類の変更を請求する場合、同時に、国内通話定額 1 の廃止又は国内通話定額 2 への種類の変更を請求していただきます。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 200625 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 6 月 25 日から実施します。
（データ定額料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から令和 2 年 11 月 30 日までの間、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）(5)に定める 5 G データ定額の取扱いに係る特定サービスを条件とする割引の適用（同欄のロに定める対象サービスに係る月額料金の支払いを要しない期間についての取扱いであって、Apple Music キャリアメンバーシップ及び YouTube Premium アラカルトに係るものに限り。）については、対象の料金月の a u（5 G）通信サービスの料金から同欄に定める割引額を減算し、その翌料金月の a u（5 G）通信サービスの料金に減算した額と同額を加算することにより行います。
ただし、対象サービスに係る月額料金の支払いを要しない期間の最終月の取扱いについては、その翌料金月での加算は行いません。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 200701 号）

この改正規定は、令和 2 年 7 月 1 日から実施します。

附則（OCT 営発第 200721 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 7 月 21 日から実施します。
（5 G シングルの総量速度規制データ量の取扱いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、5 G シングルの提供を受けている契約者回線については、

この改正規定中、総量速度規制データ量に関する改正規定に限り、令和2年7月21日の当社所定の時刻から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 200728 号）

この改正規定は、令和2年7月28日から実施します。

附則（OCT 営発第 200801 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和2年8月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 令和2年3月26日から実施の附則第2項中「この約款実施の日から当社が別に定める日までの間」を「この約款実施の日から令和2年7月31日までの間」に改めます。

附則（OCT 営発第 201001 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、データMAX 5G テレビパックに関する改正規定については、令和2年10月2日から実施します。

(データ定額料の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から令和2年11月30日までの間、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（5）に定める5Gデータ定額の取扱いに係る特定サービスを条件とする割引の適用（データMAX 5G テレビパックに係るものに限り）について、データMAX 5G テレビパックの適用を開始した日を含む料金月は、同（5）のエの規定を適用しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 201023 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和2年10月23日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 201101 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和2年12月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 201104 号）

この改正規定は、令和2年11月4日から実施します。

附則（OCT 営発第 201201 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和2年12月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 令和2年6月25日から実施の附則第2項中「この約款実施の日から当社が別に定める日までの間」を「この約款実施の日から令和2年11月30日までの間」に改めます。

附則（OCT 営発第 201211 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和2年12月11日から実施します。
(データ通信料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、データMAX 5G with Amazonプライムの適用を受けている契約者回線に係る料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（5）に定める割引の適用（TELASA（見放題プラン）に係るものを除きます。）については、同（5）の規定に代えて、所定のギフトコード等（必要な登録を行うことで同（5）に定める対象サービスを利用することができるコードをいいます。以下この附則において同じとします。）を提供します。所定のギフトコード等を使用するための手続き等の詳細については、当社が別に定めるところによります。
- 3 削除
- 4 料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（4）の2に定める取扱い及び（5）に定める割引の適用（Amazonプライム（月間プラン）に係るものに限り、）については、この改正規定実施の日から起算して2年間提供します。それ以降の取扱い及び割引の適用（その終了、継続又は変更に係るものも含まれます。）については、当社が別に定めるところによります。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210201 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年2月1日から実施します。
(手続きに関する料金及びUQ mobile契約の契約解除料等の支払いに関する経過措置)

2 削除

3 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210205 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和 3 年 2 月 5 日から実施します。

(データ定額料の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から令和 3 年 2 月 28 日までの間、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（5）に定める 5 G データ定額の取扱いに係る特定サービスを条件とする割引の適用（対象サービスが Netfix サービスのものに限ります。）について、この約款の規定に関わらず、同（5）に定める割引額を次表に読み替えて適用します。

割引額
Netfix サービスの月額料金と同（5）に定める Netfix サービスに係る割引額の差額が、この改正規定実施の前後で同額となる額

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210301 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 3 月 1 日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から令和 3 年 5 月 31 日までの間、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）（22）に定める料金の支払方法を条件とする基本使用料の割引の適用については、その料金月の翌料金月以降の au（5 G）通信サービスの料金から減算することにより行います。

3 削除

- 4 この改正規定実施の日から令和 3 年 6 月 30 日までの間、標準プラン 2 の適用を受けている契約者回線（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）であるものに限ります。）の 2 年定期 5 G 契約に係る基本使用料については、一般 5 G 契約に係る基本使用料と同額を適用し、その翌料金月以降の au（5 G）通信サービスの料金から次表に定める額を減算します。

標準プランの一般 5 G 契約と 2 年定期 5 G 契約に係る基本使用料の差額（料金表通則の規定により基本使用料を日割りした場合は、日割りした額の差額とします。）
--

(通話料の定額適用に関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の際、現に次表に定める 5 G データ定額の取扱いの適用を受けている契約者回線については、この改正規定実施の日以降、国内通話定額の種類変更等の請求をする場合、同時に、次表に定めるもの以外の 5 G データ定額の取扱いの適用を申し込んでいただきます。

データ MAX 5 G Netfix パック

(データ通信料の支払いに関する経過措置)

6 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、使い放題MAX 5G with Amazonプライムの適用を受けている契約者回線に係る料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)に定める割引の適用(TELASA(見放題プラン)に係るものを除きます。)については、同(5)の規定に代えて、所定のギフトコード等(必要な登録を行うことで同(5)に定める対象サービスを利用することができるコードをいいます。以下この附則において同じとします。)を提供します。所定のギフトコード等を使用するための手続き等の詳細については、当社が別に定めるところによります。

7 削除

8 料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(4)の2に定める取扱い及び(5)に定める割引の適用(Amazonプライム(月間プラン)に係るものに限りまします。)については、令和2年12月11日から起算して2年間提供します。それ以降の取扱い及び割引の適用(その終了、継続又は変更に係るものも含まれます。)については、当社が別に定めるところによります。

(契約解除料の支払いに関する経過措置)

9 この改正規定実施の日以降、契約変更又は契約移行による一般5G契約(その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認める者を含みます。)であるものを除きます。)の申込みがあった場合であって、その申込みと同時にデータMAX定額2の適用の申出があり当社が承諾したときは、5G契約者は、その契約変更又は契約移行に係る定期5G契約、定期LTE契約若しくは定期au契約の契約解除料(それぞれこの約款又は当社のLTE約款若しくはWIN約款に定めるものをいいます。)の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第210310号)

この改正規定は、令和3年3月10日から実施します。

附則(OC T 営発第210323号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年3月23日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第210401号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年4月1日から実施します。

ただし、この改定規定中、携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料に関する改定規定については、令和3年4月1日以降にMNPを利用して行われた5G契約の解除について実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

- 3 令和3年2月1日から実施の附則第3項中、「この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から当社が別に定める日（番号移行手数料については令和3年3月31日とします。）までの間」に改めます。

附則（OCT 営発第 210405 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年4月5日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 210408 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年4月8日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 210415 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年4月15日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 210501 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年5月1日午前0時00分00秒以降に着信のあった通話について実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 210521 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年5月21日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 210601 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和3年6月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、電話リレーサービス料に関する改正規定については、令和3年7月1日から実施します。

(オプション機能の終了)

2 当社は、令和3年12月31日をもって、呼出音設定機能の提供を終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

4 令和3年3月1日から実施の附則第2項中「当社が別に定める日までの間」を「令和3年5月31日までの間」に、第3項中「この改正規定実施後の当社が別に定める日以降に」を「令和3年7月1日以降に」に、第4項中「当社が別に定める日までの間」を「令和3年6月30日までの間」に、それぞれ改めます。

附則（OCT営発第210701号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則（OCT営発第210702号）

(実施時期)

1 この改正規定は、それぞれ次表の右欄に定める日から実施します。

料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(10)のイ	令和3年9月2日
海外定額対象利用速度規制	令和3年9月2日
海外ローミング機能の海外利用地域（海外5G NET利用又は海外5G NET for DATA利用に係るものであって、海外ローミング機能2段階定額制又は海外ローミング機能定額制を適用するものを除きます。）	令和4年2月1日

2 令和3年7月2日から令和4年1月31日までの間、海外ローミング機能（海外5G NET利用又は海外5G NET for DATA利用に係るものに限り、）の海外利用地域については、別表3の規定に関わらず、次表のとおりとしします。

海外利用地域の区分	海外利用地域
アジア	中華人民共和国（香港及びマカオを含みます）、台湾、シンガポール共和国、フィリピン共和国、タイ王国、マレーシア、インドネシア共和国、東ティモール、ブータン王国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ラオス人民共和国、カンボジア王国、モンゴル国、インド、バングラデシュ人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国、モルディヴ共和国、クウェート国、アフガニスタン・イスラム

	<p>国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イラン・イスラム共和国、サウジアラビア王国、バーレーン国、カタール国、オマーン国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国、イスラエル国、パレスチナ自治政府、イラク共和国、キプロス共和国、大韓民国、ミャンマー連邦共和国</p>
オセアニア	<p>オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島共和国、フランス領ポリネシア、ナウル共和国、キリバス共和国、サモア独立国、ハワイ、グアム、サイパン、ニュー・カレドニア、トンガ王国、パプアニューギニア独立国、バヌアツ共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ミクロネシア連邦</p>
アメリカ	<p>アメリカ合衆国（ハワイを除きます）、カナダ、メキシコ合衆国、キューバ共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領セントマーチン、キュラソー島、グレナダ、ケイマン諸島、サバ島及びシント・ユースタティウス島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス諸島・カイコス諸島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、プエルト・リーコ、ボナイル島、ホンジュラス共和国、アメリカ領ヴァージン諸島、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グアデルーペ、フランス領ギアナ、マルティニク、エルサルバドル共和国、ベリーズ、ニカラグア共和国、トリニダード・トバゴ共和国、アルゼンチン共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、パラグアイ共和国、ブラジル連邦共和国、ボリビア共和国、ガイアナ協同共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ペルー共和国、ウルグアイ東方共和国、コスタリカ共和国、エクアドル共和国、グアテマラ共和国、モンセラット</p>
ヨーロッパ	<p>グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、オランダ王国、スイス連邦、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、ドイツ連邦共和国、アイスランド共和国、オーストリア共和国、ギリシャ共和国、グリーンランド、スウェーデン王国、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、スペイン、カナリア諸島、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、ハンガリー共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、サンマリノ共和国、スロベニア共和国、チェコ共和国、バチカン市国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、モルドバ共和国、ラトビア共和国、コソボ共和国、アンドラ公国、ジブラルタル、モンテネグロ共和国、マケドニア、アルバニア共和国、エストニア共和国、クロアチア共和国、セルビア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マルタ共和国、リトアニア共和国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、タジキスタン共和国、ベラルーシ共和国、ロシア連邦、ルーマニア、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、アルメニア共和国</p>
アフリカ	<p>アルジェリア民主人民共和国、エジプト・アラブ共和国、セネガル</p>

	共和国、トーゴ共和国、ナミビア共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、モロッコ王国、ルワンダ共和国、レユニオン、ガーナ共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共和国、南アフリカ共和国、レソト王国、エチオピア連邦民主共和国、ケニア共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、ジブチ共和国、セーシェル共和国、タンザニア連合共和国、ウガンダ共和国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マラウィ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、中央アフリカ共和国、赤道ギニア共和国、リビア、ガボン共和国、ブルキナファソ、アンゴラ共和国、ギニア共和国、リベリア共和国、ギニアビサウ共和国、チャド共和国、コモロ連合
船舶	Maritime Communications Partner AS、On-Waves SIMMIN、Monaco Telecom、Telecom Italia 又は Wireless Maritime Service (AT&T) の船舶内携帯通話システムにより電気通信サービスが提供される地域

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210715 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和 3 年 7 月 15 日から実施します。
- (付随サービスの終了)
- 2 当社は、令和 3 年 9 月 30 日をもって、災害用音声お届けサービスの提供を終了します。

附則（OCT 営発第 210720 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 20 日から実施します。
- (料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210801 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 8 月 1 日から実施します。
- (料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210806 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和3年8月6日から実施します。
(手続きに関する料金に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、5G契約の申込みをし、その承諾を受けた場合(基本使用料の料金種別がホームルータープラン 5Gであって、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用の判定用回線又は特定au回線として指定された場合に限り)、この約款の規定に関わらず、その5G契約に係る契約事務手数料の支払いを要しません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第210818号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和3年8月18日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 令和3年2月1日から実施の附則第3項については、「削除」に改めます。

附則(OC T 営発第210826号)

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年8月26日から実施します。
(eSIM発行手数料及びeSIM再発行手数料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、当社所定のアプリケーション又はWEBサイトにて行われた手続きに係るeSIM発行手数料及びeSIM再発行手数料については、この約款の規定に関わらず、支払いを要しません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第210901号)

(実施時期)

- 1 この改定規定は令和3年9月1日から実施します。
(通話料の割引の終了)
- 2 当社は、令和3年9月30日をもって、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引の適用(au着信ビジネスレート)を終了します。

附則(OC T 営発第210902号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和3年9月2日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210914 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 9 月 14 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210929 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 9 月 29 日午前 9 時から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 211001 号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。
ただし、この改正規定中、相互接続点からの通話に関する改正規定については、次表のとおりとします。

下欄以外の相互接続点からの通話に関する改正規定	令和 3 年 10 月 1 日午前 0 時 00 分 00 秒以降に開始した通話について実施します。
東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話及び当社所定のサービスを利用して行った相互接続点からの通話に関する改正規定	令和 3 年 10 月 1 日午前 0 時 00 分 00 秒以降に着信のあった通話について実施します。
備考 上欄に定める当社所定のサービスは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供するメンバーズネットをいいます。	

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 211117 号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和 3 年 11 月 17 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 211125 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和3年11月25日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 211130 号）

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年11月30日から実施します。

(その他)

2 令和2年3月26日から実施の附則第2項及び第3項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から令和4年3月31日までの間に」にそれぞれ改めます。

附則（OCT 営発第 220101 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 220201 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 220222 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和4年2月22日から実施します。

ただし、この改正規定実施の際、現に使い放題MAX 5G ALL STARパックの適用を受けている契約者回線については、令和4年3月1日（端末設備の故障修理など所定の手続き中である場合は、令和4年3月1日以降の当社が定める日とします。）から使い放題MAX 5G ALL STARパックに関する改定規定を適用します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

2 令和4年2月22日以降に、2年定期5G契約の適用を受けている5Gサービスの契約者回線について、料金月の起算日以外の日基本使用料の料金種別の変更又は5Gデータ定額の取扱いの適用の開始若しくは種類の変更があった場合、その料金月の基本使用料（新たに適用された料金種別又は5Gデータ定額の取扱いに係るものに限ります。）については、一般5G契約に係る基本使用料を適用します。

(契約解除料の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施の日以降、契約変更又は契約移行による一般5G契約（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）であるものに限ります。）の

申込みがあった場合であって、その申込みと同時に使い放題MAX 5G DAZNパックの適用の申出があり当社が承諾したときは、5G契約者は、その契約変更又は契約移行に係る定期5G契約、定期LTE契約若しくは定期au契約の契約解除料（それぞれこの約款又は当社のLTE約款若しくはWIN約款に定めるものをいいます。）の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

5 令和3年3月1日から実施の附則第3項中、「料金月の起算日以外の日」に基本使用料の料金種別の変更又は契約移行により標準プラン2の適用の開始若しくは廃止があった場合であって」を「料金月の起算日以外の日」に基本使用料の料金種別の変更又は契約移行によりデータMAX定額2（使い放題MAX 5G DAZNパックを除きます。）の適用の開始若しくは廃止があった場合であって」に改めます。

附則（OCT営発第220307号）

（実施時期）

1 この改定規定は、令和4年3月7日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第220401号）

（実施時期）

1 この改定規定は、令和4年4月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、契約解除料に関する改正規定については、次表のとおりとします。

5G契約の解除に係る契約解除料の改正規定	（1） 定期5G契約者からの申出によるもの（MNPを利用したものを除きます。）	令和4年4月1日以降に5G契約の解除の申出があったものから実施します。
	（2） （1）以外のもの	令和4年4月1日以降に5G契約の解除があったものから実施します。
5Gサービスの利用の一時休止に係る契約解除料の改正規定		令和4年4月1日以降に一時休止の申出があったものから実施します。
5Gサービスの再利用に係る契約解除料の改正規定		令和4年4月1日以降に再利用の申出があったものから実施します。
備考 当社は、改正前の規定に基づく契約解除料を一旦請求し、その請求した料金と同額を翌料金月以降に当社所定の方法により返還することがあります。		

（基本使用料等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から令和5年11月30日までの間、UQmII契約への番号移行があった場合、番号移行があった日を含む料金月（以下この附則において「UQmII番号移行月」といいます。）のLTE契約の基本使用料等（基本使用料及び5G NET機能若しくは5G NET for DATA機能に係るオプション機能使用料に限ります。以下

この附則において同じとします。)については、UQmⅡ番号移行月の初日(その料金月において、契約者回線又はオプション機能の提供を開始した場合はその日とします。)からUQmⅡ番号移行月の末日までの期間に係る基本使用料等を請求し、その料金額と第56条(基本使用料等の支払義務)の規定に基づき日割りした基本使用料等の額の差額を、UQmⅡ番号移行月の翌料金月以降のUQmobile通信サービスⅡの料金から減算する取扱いを行います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 令和3年2月1日から実施の附則第2項について、「削除」に改めます。

附則(OC T 営発第220415号)

この改定規定は、令和4年4月15日から実施します。

附則(OC T 営発第220427号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和4年4月27日から実施します。

(契約変更に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から令和4年8月16日までの間、2年定期5G契約からの契約変更であって、当社所定のWEBサイトにて手続きを行う場合は、第7条(契約申込みの方法)第3項の規定に関わらず、一般LTE契約への契約変更を申し込むことができます。

附則(OC T 営発第220601号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和4年6月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第220701号)

この改定規定は、令和4年7月1日から実施します。

附則(OC T 営発第220705号)

この改定規定は、令和4年7月5日から実施します。

附則(OC T 営発第221101号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和4年11月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 221201 号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和 4 年 12 月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 221211 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 4 年 12 月 11 日から実施します。
ただし、この改正規定中、無線基地局設備の定義に関する改正規定については、令和 4 年 12 月 12 日から実施します。
（データ通信料の支払いに関する経過措置）
- 2 削除
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 221222 号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和 4 年 12 月 22 日から実施します。
（共有回線群に係るデータ量共有適用に関する経過措置）
- 2 料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）(12)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用について、この約款の規定に関わらず、次表の左欄に定める規定をそれぞれ同表の右欄に定める間、適用しません。

料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）(12)のエの表	この改正規定実施の日から令和 5 年 11 月 14 日までの間
料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）(12)のコの(キ)	この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間

- （料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 4 令和 4 年 4 月 27 日から実施の附則第 2 項中「当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から令和 4 年 8 月 16 日までの間」に改めます。

附則（OCT 営発第 230113 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 5 年 1 月 17 日から実施します。
ただし、この改正規定中、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）(3)及び(5)に関する改正規定（(5)については、D A Z N（月間プラン）に係る部分に限ります。）については、令和 5 年 3 月 1 日から実施します。
（データ通信料の支払いに関する取扱い）

- 2 令和5年1月13日から令和5年2月28日までの間、次表の左欄に定める種類のデータMAX定額の定額料は、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）のAの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額(税込額)
使い放題MAX 5G DAZNパック	6,500円(7,150円)
使い放題MAX 5G ALL STARパック	8,000円(8,800円)

- 3 令和5年1月13日から令和5年2月28日までの間、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（5）に定める割引の適用に係る割引額（次表の左欄の対象サービスに係るものに限り、）は、同（5）のAの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

対象サービス	割引額
	税抜額(税込額)
DAZN（月間プラン）	2,728円(3,000円)

- 4 令和2年12月11日から実施の附則第2項及び令和3年3月1日から実施の附則第6項に定める取扱い（以下この附則において「本取扱い」といいます。）については、令和5年1月16日まで適用します。

ただし、同附則に定めるギフトコード等（所定の手続きを完了しているものに限り、）の提供を受けている契約者回線に係る本取扱いの適用終了日は、そのギフトコード等の利用可能期間を経過した日等、当社が別に定めるところによります。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第230125号）

この改定規定は、令和5年1月25日から実施します。

附則（OCT営発第230201号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和5年2月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、ワイドスターIIの電気通信回線への通話料に関する改正規定については、令和5年3月1日午前0時00分00秒以降に終了した通話について実施します。

（通話料の支払いに関する取扱い）

- 2 前項のただし書きに定める改正規定実施までの間のワイドスターIIの電気通信回線への通話料は、料金表第1表第2（通話料）2（料金額）の規定に関わらず、次表のとおりとします。

（1）（2）以外のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額20円(税込額22円)

- （2）ワイドスターII（船舶）（ワイドスターIIであって、株式会社NTTドコモが主として船舶その他海上を移動するものに対して提供するものをいいます。）の電気通信回

線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額50円(税込額55円)

(データ通信総量速度規制に関する経過措置)

- 3 データ段階定額（スマホミニプラン5Gに限ります。）の適用を受けている契約者回線に係るデータ通信総量速度規制については、順次料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（6）に定める伝送速度を適用し、その適用までの間の伝送速度は最高128kbpsとします。

(5Gデータ定額の適用に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際、現に次表の左欄に定める種類の5Gデータ定額の取扱いの適用を受けている契約者回線については、この改正規定実施の日において、同表の右欄に定める種類の5Gデータ定額の取扱いの適用を受けているものとします。

ピタット定額	データ段階定額（ピタットプラン5Gに限ります。）
--------	--------------------------

- 5 この改正規定実施の日以降、この約款の附則中、前項の表の左欄に定める用語は、前項の右欄に定める用語に読み替えます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第230215号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年2月15日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第230228号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年2月28日から実施します。

(その他)

- 2 令和5年3月1日から実施から実施の附則第1項及び第2項中「ワイドスター通信サービス」を「ワイドスターII」に、「第2種ワイドスター（株式会社NTTドコモのワイドスター通信サービス契約約款に定めるものをいいます。）」を「ワイドスターII（船舶）（ワイドスターIIであって、株式会社NTTドコモが主として船舶その他海上を移動するものに対して提供するものをいいます。）」にそれぞれ改めます。

附則（OCT営発第230329号）

この改正規定は、令和5年3月29日から実施します。

附則（OCT営発第230401号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、手続きに関する料金に関する改正規定は、令和5年4月20日

以降に行われた a u (5 G) 通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求から実施します。

(手続きに関する料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に申込み又は請求があり、この改正規定実施の日以降に完了した手続きについては、改正後の規定に基づく料金額を一旦請求し、その請求した料金と改正前の規定に基づく料金額の差額を、手続きが完了した日を含む料金月の翌料金月以降に当社所定の方法により減算等する取扱いを行う場合があります。

3 料金表第1表第5(手続きに関する料金)1(適用)(3)番号登録手数料の適用のウに定める場合の番号登録手数料については、番号移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降の a u (5 G) 通信サービスの料金とあわせて請求する場合があります。

(PHSサービスの終了までの通話料の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定に関わらず、当社と PHS 事業者(電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第6条第4項第6号に規定する PHS の陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信サービス(以下この附則において「PHSサービス」といいます。)を提供する協定事業者をいいます。)との間の相互接続協定に基づく相互接続が終了するまでの間に行われた、PHSサービスに係る電気通信設備への通話及びSMS送信に係る通話料については、なお従前のおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則(OC T 営発第230413号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年4月13日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則(OC T 営発第230601号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

3 令和3年3月1日から実施の附則附則第3項について、「削除」に改めます。

4 令和4年2月22日から実施の附則第2項について、次のように改めます。

2 令和4年2月22日以降に、2年定期5G契約の適用を受けている5Gサービスの契約者回線について、料金月の起算日以外の日の基本使用料の料金種別の変更又は5Gデータ定額の取扱いの適用の開始若しくは種類の変更があった場合、その料金月の基本使用料(新たに適用された料金種別又は5Gデータ定額の取扱いに係るものに限り)については、一般5G契約に係る基本使用料を適用します。

附則（OCT 営発第 230630 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和5年8月30日から実施します。
ただし、Paravi ベーシックプランの名称変更に関する改正規定については、令和5年6月30日午後3時から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 230807 号）

この改正規定は、令和5年8月7日から実施します。

附則（OCT 営発第 230824 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和5年8月24日から実施します。
ただし、この改正規定実施の際、現にAmazonプライム（月間プラン）の提供を受けている場合は、令和5年9月24日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 230901 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和5年9月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、データMAX定額の定額料に関する改正規定は令和5年10月1日から、収納手数料及び付随サービスに関する料金等に関する改正規定は令和5年12月1日から実施します。
（データ通信料の支払いに関する取扱い）
- 2 令和5年9月1日から令和5年9月30日までの間、次表の左欄に定める種類のデータMAX定額の定額料は、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

種類	定額料	
	税抜額(税込額)	
使い放題MAX 5G with Amazonプライム	6,200円(6,820円)	
使い放題MAX 5G Netflixパック(P)	6,500円(7,150円)	
使い放題MAX 5G ALL STARパック2	8,600円(9,460円)	
使い放題MAX 5G ALL STARパック	8,400円(9,240円)	
auマネ活プラン 5G with Amazonプライム	6,200円(6,820円)	
auマネ活プラン 5G Netflixパック(P)	6,500円(7,150円)	
auマネ活プラン 5G ALL STARパック2	8,600円(9,460円)	
データMAX 5G with Amazonプライム	7,200円(7,920円)	
データMAX 5G Netflixパック(P)	7,500円(8,250円)	

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった収納手数料及び付随サービスに関する料金等については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 令和2年12月11日から実施の附則第3項、令和3年3月1日から実施の附則第7項及び令和4年12月11日から実施の附則第2項について、それぞれ「削除」に改めます。

附則（OCT 営発第 230908 号）

この改正規定は、令和5年9月8日から実施します。

附則（OCT 営発第 230915 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年9月15日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 230922 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年9月22日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 230930 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年9月30日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 231001 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年10月1日から実施します。

(自宅加入電話への通話料の月極割引の一部の提供終了)

2 当社は、令和5年12月31日をもって、自宅加入電話への通話料の月極割引（料金表第1表第2（通話料）1（適用）(15)のアの表の区分(ア)及び区分(ウ)に係るものに限ります。）の提供を終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 231023 号）

この改正規定は、令和5年10月1日から実施します。

附則（OCT 営発第 231115 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和5年11月15日から実施します。

（その他）

2 令和4年12月22日から実施の附則第2項について、次のとおり改めます。

2 料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(12)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用について、この約款の規定に関わらず、次表の左欄に定める規定をそれぞれ同表の右欄に定める間、適用しません。

料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(12)のエの表	この改正規定実施の日から令和5年11月14日までの間
料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(12)のコの(キ)の規定	この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間

附則（OCT 営発第 231201 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和5年12月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(19)、第2（通話料）1（適用）(15)及び(19)並びに別記31に係る改正規定については、令和6年1月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。附則（OCT 営発第 231201 号）

（その他）

3 令和4年4月1日から実施の附則第2項中「当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から令和5年11月30日までの間」に改めます。

附則（OCT 営発第 231204 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和5年12月4日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240101 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240112 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和6年3月1日から実施します。

(データ通信料の支払いに関する取扱い)

2 令和6年1月12日から令和6年2月29日までの間、次表の左欄に定める種類のデータMAX定額の定額料は、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)のAの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額(税込額)
使い放題MAX 5G DAZNパック	7,800円(8,580円)
使い放題MAX 5G ALL STARパック2	8,690円(9,559円)
使い放題MAX 5G ALL STARパック	8,490円(9,339円)
auマネ活プラン 5G DAZNパック	7,800円(8,580円)
auマネ活プラン 5G ALL STARパック2	8,690円(9,559円)

3 令和6年1月12日から令和6年2月29日までの間、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)に定める割引の適用に係る割引額(次表の左欄の対象サービスに係るものに限ります。)は、同(5)のAの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

対象サービス	割引額
	税抜額(税込額)
DAZN(月間プラン)	3,364円(3,700円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第240131号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和6年1月31日から実施します。

ただし、この改正規定中、利用中止、利用停止及び窓口払込みの取扱いに関する改正規定については、令和6年2月3日より実施します。

(他の電気通信事業者への通知に関する取扱い)

2 令和6年1月31日から当社が別に定める日までの間、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社から請求があった場合、改正前の規定に基づき、第86条(他の電気通信事業者への通知)に定める通知を行うことがあります。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第240214号)

この改正規定は、令和6年2月14日から実施します。

附則(OC T 営発第240215号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和6年4月2日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240220 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和6年3月15日の当社所定の時刻から実施します。
(海外ローミング機能定額制の取扱い)
- 2 この改正規定実施前に、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(10)に定める利用開始登録若しくは利用開始の予約登録を行った場合（この改正規定実施以降、新たな利用開始登録又は利用開始の予約登録を行った場合を除きます。）又は当社が別に定める手続きを完了していない場合、海外ローミング機能定額制の定額料及び特定海外利用地域の対象は、料金表第1表第1（基本利用料）1（適用）(10)のAの規定に関わらず、次表のとおりとします。

1 契約者回線ごとに選択した利用日数1日につき

区分		定額料
(ア) (イ)以外の場合		980 円
(イ) 利用開始の予約登録を行った場合	A B以外の場合	690 円
	B 利用開始時と利用終了時の地域として特定海外利用地域を指定した場合	490 円
備考 (イ)のBの特定海外利用地域とは、次表に定めるものをいいます。今後この対象地域は変更となる場合があります。		
アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを含みます。)、カナダ、大韓民国、台湾、香港、マカオ、タイ王国、プエルトリコ、アメリカ領ヴァージン諸島		

- 3 前項に該当する場合、その海外ローミング機能定額制の利用に係る海外定額対象利用については、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(4)に定める特定海外対象利用に含むものとします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240304 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和6年3月4日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240327 号）

この改正規定は、令和6年4月10日から実施します。

附則（OCT 営発第 240501 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 6 年 6 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、a u 国際通話の取扱いに関する改正規定については、令和 6 年 6 月 1 日午前 0 時 00 分 00 秒以降に終了した通話について実施します。

（a u 国際通話定額に関する取扱い）

2 令和 6 年 5 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までの間、料金表第 1 表第 2（通話料）1（適用）（4）に定める a u 国際通話定額の適用額は、同欄のアの（ウ）中「60 回以内」を「50 回以内」、「61 回以上」を「51 回以上」にそれぞれ読み替えて適用します。

（通話料の支払いに関する取扱い）

3 令和 6 年 5 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までの間、a u 国際通話（特定衛星携帯電話等に係るものを除きます。）に係る通話先区分及び通話料は、料金表第 1 表第 2（通話料）2（料金額）2-1-2 の（1）及び（3）の表の規定に関わらず、次表に定めるとおりとします。

区分	通話先区分	料金額
		30 秒までごとに 次の料金額
通話料	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ、オーストラリア、カナダ、グアム、サイパン、ニュージーランド、ハワイ	20 円
	マカオ、香港、台湾、大韓民国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、朝鮮民主主義人民共和国	55 円
	アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾールス諸島、アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イエメン共和国、イスラエル国、イタリア共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オマーン国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カタール国、カナリア諸島、カンボジア王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キリバス共和国、キルギス共和国、クウェート国、クック諸島、グリーンランド、クリスマス島、ジョージア、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、クロアチア共和国、ココス・キーリング諸島、コソボ共和国、サウジアラビア王国、サモア独立国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スリランカ民主社会主義共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、ソロモン諸島、タイ王国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ツバル、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トケラウ諸島、トルクメニスタン、トルコ共和国、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ネパー	65 円

<p>ル王国、ノーフォーク島、ノルウェー王国、バーレーン国、パキスタン・イスラム共和国、バチカン市国、バヌアツ共和国、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、ハンガリー共和国、バングラデシュ人民共和国、フィジー共和国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、ブータン王国、フェロー諸島、フランス共和国、フランス領ポリネシア、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、ベルラーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル共和国、マーシャル諸島共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、マレーシア、ミクロネシア連邦、ミャンマー連邦共和国、モナコ公国、モルディブ共和国、モルドバ共和国、モンゴル国、モンテネグロ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レバノン共和国、ロシア連邦、東ティモール、米領サモア</p>	
<p>アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ペナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト国、レユニオン、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国</p>	85 円
<p>アメリカ領ヴァージン諸島、アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グァデルルーベ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和</p>	95 円

	国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク、メキシコ合衆国、モンセラット	
国際ネットワーク 1		65 円

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240528 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 6 年 5 月 28 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240601 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和 6 年 6 月 1 日以降に 5 G 契約の申込み（契約変更又は契約移行に係るものを除きます。）があった回線について実施します。
(契約解除料に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から当社所定の日までの間、契約解除料については、5 G 契約の解除があった日を含む料金月の翌々料金月以降に請求します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240701 号）

この改正規定は、令和 6 年 7 月 1 日から実施します。

附則（OCT 営発第 240718 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 6 年 7 月 18 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。